

負担限度額認定の所得要件の基準額が変わります

令和7年8月から所得要件が一部変わります。

また、居住費（滞在費）に要する平均的な費用の額（第4段階・基準費用額）についても、介護老人保健施設及び、介護医療院、短期入所療養介護の多床室（室料を徴収する場合）の利用は697円になります。

1日当たりの居住費・食費の自己負担限度額 【（ ）内の金額は、介護老人福祉施設・ショートステイ利用の額】
【令和7年7月31日まで】

負担段階	所得要件	預貯金要件	居住費				食費	
			従来型 個室	多床室	ユニット 型個室	ユニット型 個室的多床室	施設 入所	ショート ステイ
第1段階	生活保護者	要件なし	550円 (380円)	0円	880円	550円	300円	300円
	老齢福祉年金受給者	【単身】1,000万円以下 【夫婦】2,000万円以下						
第2段階	収入(※1)が 80万円以下の人	【単身】650万円以下 【夫婦】1,650万円以下	550円 (480円)	430円	880円	550円	390円	600円
第3段階 ①	収入(※1)が80万円超 120万円以下の人	【単身】550万円以下 【夫婦】1,550万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	650円	1,000円
第3段階 ②	収入(※1)が 120万円超の人	【単身】500万円以下 【夫婦】1,500万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	1,360円	1,300円
第4段階	上記以外の人(※2)		1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	2,066円	1,728円	1,445円	1,445円

所得要件の80万円が、80万9千円に変わります。

【令和7年8月1日から】

※太枠は変更箇所

負担段階	所得要件	預貯金要件	居住費				食費	
			従来型 個室	多床室	ユニット 型個室	ユニット型 個室的多床室	施設 入所	ショート ステイ
第1段階	生活保護者	要件なし	550円 (380円)	0円	880円	550円	300円	300円
	老齢福祉年金受給者	【単身】1,000万円以下 【夫婦】2,000万円以下						
第2段階	収入(※1)が 80万9千円以下の人	【単身】650万円以下 【夫婦】1,650万円以下	550円 (480円)	430円	880円	550円	390円	600円
第3段階 ①	収入(※1)が 80万9千円以上 120万円以下の人	【単身】550万円以下 【夫婦】1,550万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	650円	1,000円
第3段階 ②	収入(※1)が 120万円超の人	【単身】500万円以下 【夫婦】1,500万円以下	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円	1,360円	1,300円
第4段階	上記以外の人(※2)		1,728円 (1,231円)	437(※3) (915円)	2,066円	1,728円	1,445円	1,445円

(※1)収入＝前年の合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額の合計

(※2)負担限度額認定制度の対象外です。食費・居住費は軽減されません。

(※3)介護老人保健施設及び介護医療院、短期入所療養介護(室料を徴収する場合)は697円になります。